

運動部活動における暴力行為根絶宣言

平成25年5月30日
宮城県中学校体育連盟

平成24年12月に、部活動中の体罰を原因として高校生が自殺するという大変痛ましい事件が発生いたしました。目標に向かって一心不乱に練習に励んできたであろう生徒が、自らの命を絶たなければならなかったその心情を考えると胸が痛む思いであり、誠に残念でなりません。

運動部活動は、中学校学習指導要領の総則に示されているとおり、学校教育の一環として実施されるものです。中学校に入学してくる生徒は、部活動に大きな期待をもっており、夢や目標に向かって日々の活動に一生懸命頑張っている生徒が多くいます。また、技術の習得やより高い目標に向かって仲間と共に頑張る中で心豊かな人間的成長が図れる活動でもあります。しかしながら、勝利至上主義による指導者の誤った指導が生徒の人格を損なってきたことも事実であります。

勝利のみを目標に、厳しい指導として殴る、蹴るなどの身体的制裁、厳しい言葉や態度による威圧等の行為はまさに誤った指導であり、学校教育法第11条及びそれに関連する通知によって禁じられている違法行為であります。

運動部活動の意義、(公財)日本中学校体育連盟指導者綱領及び宮城県中学校体育連盟の目的を再認識し、指導と称した暴力は根底から根絶していかなければなりません。

宮城県中学校体育連盟に加盟する18郡市・地区中学校体育連盟校は、全ての暴力の根絶に努め、体育・スポーツ活動の健全なる普及発展に努めることを宣言します。

学校教育法

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学習指導要領

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

(公財)日本中学校体育連盟指導者綱領

- 1 中学校における体育・スポーツ活動を通して、人間性豊かな中学生を育てる。
- 1 中学校における体育・スポーツ活動を通して、強健な心身をもつ中学生を育てる。
- 1 中学校における体育・スポーツ活動を通して、将来にわたって自己実現できる中学生を育てる。
- 1 体育・スポーツの国際交流を通して、国際理解と協調の精神に富む中学生を育てる。

宮城県中学校体育連盟規約

本連盟は、宮城県内中学校における体育・スポーツ活動の健全なる普及発展を図るために必要な、事業・研究・連絡等を行うことを目的とする。

